（日曜日休刊）（定價三錢）

（陸軍局認可）

時事新報

第千二百一十五號

明治十九年三月五日 金曜日
壽丙戌正月三十日 （甲、子）

月出入日出午前六時二十七分 月入午後五時五十五分
月出午前五時五十五分 月入午後五時二十三分
滿潮午前五時十四分 滿潮午後六時零一分

（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲グル各地ニ於テハ諸地費捌所ヨリ費送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接賣送スルモノハ此限ニアラズ）

東京、橋場、横濱、神戸、兵ノ道、品川、並木、岡山、廣島、和歌山、姫路、高知、下ノ關、長崎、石巻、水戸、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、松戸、石巻、白石、郡山、福島、西市、津、松坂、山田、仙臺、盛岡、二本松、石ノ巻、白石、郡山、福島、青森、弘前、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、包ケ谷、横濱、杉戸、幸手、久喜、關宿、千葉、登戸、寒川、佐倉、東金、市川、八幡、船橋

其他同地近郊配達便宜ノ個所ハ同レタ費送料不申受候

特事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上
		六日迄	十五日迄	
自一行至十行	七錢	六錢	八厘	
自十一行至三十行	六錢	五錢	五厘	
三十一行以上	五錢	五錢	五厘	
	八厘五毛	五錢九厘五毛	五錢五厘	

時事報報

日本國の海軍警如何

西鄉海軍大臣は來る五月頃海軍事務視察され御用を以て歐米各國と巡廻すべしとあり是より先き我政府の命を以て武官の歐米諸國を巡視せし者少からず一昨年中は大山陸軍卿の歐洲行あり今又西鄉海軍大臣の巡廻あらんとするを見れば我政府の海陸軍擴張に敵愾なるは言を俟たず特に海軍擴張と我日本の國と爲りて於て一日も怠にす可らざるが故に今度海軍大臣の使命は其任最も重きと云いざるを得ず扨て今海軍擴張と云ふ其意味甚ぞ漫然たれども我政府ゐては今れ海軍と何の邊まで擴張するの所存あるにや先づ以て之を定むると肝要なるべき目下歐洲諸國ゐては競ふて陸海軍を擴張せるの風あれども之と擴張するに之其尺度として目指す所ゐり決して漫然たる者に非ざるあり例へ之英國の海軍は佛蘭西、伊太利の海軍を合せたる者に敵するを目的とき一昨年中より英國に海軍擴張論ありセルメル ガゼット 新聞の如き者として之と主張せしが其論旨とする所は近年英國の海軍漸く老衰を催はし事の實際ゐ於て佛伊兩國の海軍を合きたる者に顏頑せる能はざれば大に之と振起せざる可らずと云ふにありき、佛國の海軍は肩を英國れ海軍に比するに至るとを目的とし鋼鐵の陸軍を以て長を見るが故に海軍ゐ於ては唯其敵の來て上陸せざると度と去專ら魚雷及び水雷火船等沿海防衛の一點に其力と致すものゝ如し即ち歐洲各國ゐ於て之其海軍力を擴張せるに各種各樣の目的ありと雖も我國の海軍は何の國を敵として何れ邊まで擴張するの所存あるゐや日本人迂勇ありと云ふと雖ども獨力と振ふて世界各國と一度に敵とするの妄想もあるまじ國は又海軍を指揮して歐洲征伐に出張するの大望も抱るまきとして唯居然たる此日本國を守りて安全なるを得ば足りとき扨外より來りて我ゐ敵する者は何人なる可きや近年英國は東洋ゐ跋扈し事に托して既に巨文島を占領し又緬甸國を滅したり其政慾甚だ恐る可きとれ心底を以て英國の攻撃ゐ備へんとせるか英國に東洋艦隊ありて常に印度洋及び支那海の邊に出没集散せり此艦隊は東洋ゐ於ける英國れ力を表せるものにしく一旦事急なるも英國は此艦隊ゐ向て本國より更に五艘の援艦と送遣せるとき餘程六ケ敷かる可きとの世評もあるとき軍に英國ゐ備へんとの心底ならんゐは日本にて唯英國東洋艦隊ゐ五艘を加へたる丈の海軍力と費ふを以て足りとき或は佛國ゐ掛念せんか佛國の軍力は一昨年中佛清戰爭れ跡ゐ因りて測り知る可し、當時支那海に集まりさる佛國の船艦は其の數二十餘艘と號せしが一半は運送船の類ゐ去て福州に支那艦と撃ち沈め鷄籠淡水の間に横行きたるものは僅々十二三隻に過ぎず即ち此十二三隻は東洋に於ける佛國れ力にして我能く之と備ふると得ば佛國恐るゝに足らざるあり或は軍艦を以て軍艦に抗するの輕擧を棄て唯敵の上陸のみを防がんとせば水雷火船と沿海要衝れ地に裝置し敵來らば伏雷と一時ゐ躍らせの工風こそ肝要ゐれ我政府は今れ海軍改略に於て果して何れの方向を取る可きや海軍擴張の根本論と去く先づ此問疑を定めざる可らず蓋き歐米海軍の視察ゐ於て各國砲臺の模樣は如何、銃砲ゐクルップ製と可とせるや將たアームストロング製と別ありや是等は孰れも海軍事務中の視察す可きものなりと雖ども此邊れ調査は隨行官中自から其人ある可ければ大臣は右等器械的れ事務を離れ各國軍政の大勢に就きて特に注目する所ゐるとならん左るにくも先づ我日本國の海軍擴張論ゐ向て何れ邊まで擴張せざれば視察の區域散漫ゐして緊要の處に專らきゐ明察れ人と雖ども能く其要領を得ると難し我政府にて今度西鄉大臣を歐洲諸國へ派遣するに就て先づ我海軍警の大体を決定せし出發前に在らんとと希望せるものなり

官報

○警視廳東京府布達甲第二十六號

明治十八年（五月）兩廳甲第三十二號布達茶業取締規則第三條第五項ノ次ヘ左ノ一項ヲ追加シ第六項ヲ第七項トシ以下順次繰下ク

第六項 製茶檢査法ヲ設ケ其正否ヲ鑒別スルコト

右布達ス

明治十九年三月四日 警視總監 三島通庸

東京府知事 渡邊洪基

○敍任 明治十九年三月三日

任内務次官 芳川顯正

任内務大臣秘書官 大森鍾一

任内務書記官 中山寛六郎

白根專一

久保田貫一

佐和正

大鋸慎三郎

村田豐

山崎直胤

清浦奎吾

櫻井勉

丸岡莞爾

大谷靖

正四位勳三等

正六位

從六位

從五位勳五等

正六位

從四位勳三等

正六位

從六位

從五位勳三等

從五位勳五等

正五位勳三等

長與專齋

從五位勳五等

勳六等

正六位勳六等

任内務省地理局長

任内務省社寺局長

任内務省衛生局長

任内務省會計局長

任内務省土木局次長

任内務省縣治局次長

任内務省書記官

任内務省警保局次長

任内務省醫務局次長

任内務省地理局次長

任内務省社寺局次長

任内務省會計局次長

任文部次官

任文部大臣秘書官

任文部書記官

兼任内務省衛生局次長

任内務省地理局次長

任内務省會計局次長

任文部省學務局長

任文部省編輯局長

任文部省會計局長

任文部省參事官

任文部省會計局次長

任文部省視學官

任文部省會計局次長

任文部省參事官

任文部省會計局長

任文部省視學官

任遞信次官

任遞信書記官

任遞信大臣秘書官

任遞信省驛遞局長

任遞信省電信局長

任遞信省燈臺局長

任遞信省管船局長

任遞信省會計局長

任遞信省電信局次長

任遞信省燈臺局次長

任遞信省驛遞官

任遞信權大技長正六位

任遞信權少技長正七位

任遞信省會計監書官

任遞信省會計監書官

任遞信省商檢官

任二等書記

非職元參事院議官補歩兵大尉

遞信權少技長兼工科大學教授正七位

任遞信少技長兼工科大學教授（如故）

任東京大學豫備門長

○辭令

內務大臣秘書官大森鍾一不在中內務大臣秘書官兼任

被仰付（三月三日內閣）

俠扇兇三等書記（同）

三等書記歩兵中尉

（同）三等書記歩兵中尉

同 久保田貫一

俠扇兇本官（同）

同（同）

非職四等書記

非職五等書記

佐和正

非職被仰付（三月三日司法省）

大鋸慎三郎

書記法省御用掛

村田豐

檢事

書記法省御用掛

松岡判事歐洲派遣ニ付附行ヲ命ス（同）

○田中公使參內 伊太利國駐箚田中特命權全公使は去夫人と本年一月十四日同國王宮に於て開かれたる宴會ゐ列き又同月十六日バンテオン寺院に於て執行せられたる同國先帝皇靈祭にも外務卿の案內ゐ依り參場せり

非職元參事院議官補正六位勳四等 秋月新太郎

任內務省參事官

非職元參事院議官補從六位 黑田綱彥

任內務省縣治局次長 從六位 村上義雄

任內務省警保局次長 正七位 寺原長輝

任內務省土木局次長 從五位勳六等 中村孝

醫務局次長軍醫監從五位勳三等 石黑忠惠

兼任內務省衛生局次長 從五位 荒井郁之助

任內務省地理局次長 歩兵大尉從六位勳五等 寺島宗則

任內務省社寺局次長 從六位 藤澤親之

任內務省會計局次長 從五位勳四等 辻新次

任文部次官 小牧昌業

任文部大臣秘書官 正六位 服部一三

任文部書記官 正七位 大島三四郎

西川鯉次郎

寄附 宵木孝

內藤孝行

寄附 內藤孝行

任文部省學務局長 從六位 石井忠亮

任文部省編輯局長 正六位 折田彦市

任文部省會計局長 從五位勳六等 伊澤修二

任文部省參事官 正七位勳六等 久保田譲

任文部省會計局次長 從六位 濱尾新

任文部省視學官 正七位 末松謙澄

手島精一

江木千之

吉村寅太郎

任遞信次官 正五位勳三等 野村靖

任遞信書記官 從七位 久保春吉

正七位 飯山正秀

松浦厚

山本讓

任遞信省驛遞局長 從五位勳五等 林董

任遞信省電信局長 從六位 若宮卯之助

任遞信省燈臺局長 從五位勳六等 塚原周造

任遞信省管船局長 正六位 藤倉見達

任遞信省會計局長 從五位勳六等 山內堤雲

任遞信省電信局次長 從五位勳五等 福田重固

任遞信省燈臺局次長 從五位 石橋絢彥

任遞信權少技長正七位 吉田省三

任遞信省驛遞官 正七位 高橋長敬

任遞信省會計監書官 從七位 佐々木陽太郎

任遞信省會計監書官 從六位 因藤成光

任遞信省商檢官 正六位勳五等 林英吉

任遞信權大技長 勳六等 紅林武治

任二等書記 非職元參事院議官補歩兵大尉 高田善一

任遞信少技長兼工科大學教授正七位 志田林三郎

任東京大學豫備門長 野村彦四郎

○辭令

內務書記官 久保田貫一

被仰付（三月三日內閣）

俠扇兇三等書記（同） 三等書記歩兵中尉 宮內盛高

同 赤羽友春

俠扇兇本官（同） 平山陳平

同（同） 莊村一郎

非職被仰付（三月三日司法省） 檢事 高谷恒太郎

書記法省御用掛 平島及平